

鳴り砂

2-123号 (通巻 302号) 2023. 3. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町 4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 賛同会費●1000円/年

震災から12年—私たちは福島原発事故を忘れていない

3.25集会を皮切りに、2024年女川原発再稼働ストップを実現しよう！！

2月28日、政府はエネルギー関連の五つの「改悪」法案（「原子力基本法」「再処理法」など）を「束ね法案」としてまとめて閣議決定し、国会に提出した。現在行われている国会で審議される。岸田政権が昨年来進めてきた「原発回帰」策が、ついに具体化に向け動きだそうとしている。

福島原発事故の教訓として導入された「原則40年、最長60年」とする現行の原発の運転期間について、規制委が所管する原子炉等規制法ではなく、経済産業省が所管する電気事業法で改めて規定。再稼働に向けた審査や司法判断などで停止した期間を運転年数から除外し、60年超の運転ができるようにするという。規制委での議論で石渡明委員は「審査を厳格にすればするほど、将来、より老朽化した炉を運転することになる」と反対を貫いたが、拙速にも政府の閣議決定に間に合うように規制委は多数決で決めてしまった。

一方、経済産業省は「GX実現に向けた基本方針」についての説明・意見交換会」なるものを全国各地で開催したが、どの会場でも原発回帰策への怒りで紛糾した。仙台でも2月6日に行われたが、福島からの参加者から「福島の現実を知ればGXの名を借りた原発推進はあり得ない」など原発事故後の苦しみを切々と訴える発言や、原発コスト問題、またそもそも議事録が公開されるのか否かなど、厳しい声が次々とあがって、予定時間

をはるかにオーバーする約5時間の応酬となった。にもかかわらず2月10日に早々とこの「GX実現に向けた基本方針」は閣議決定されたのである。3000を超えるパブコメや、この閣議決定後も続いた「説明・意見交換会」は一体何のためだったのか？

政府は折に触れ「民主主義や法の支配、基本的人権の尊重などを価値観として共有する」とした「価値観外交」を標榜しているが、国内においてそれが全く形だけのハリボテであることが、またしても明らかになった。原発を問う闘いは、日本の民主主義を問う闘いの最前線にあるのだ。

そうした中、12年目の3.11を迎えた。原発を再稼働すれば電気代の高騰を抑えられるのではないかとの思いから再稼働やむなしという声もあるなかで、しかしながら、私たちは今も続く福島原発事故の被害を忘れることはできない。次に事故が起こって住民に被害が及ぶことがあれば、それは再稼働を許してしまった私たちの責任なのだ。

3月25日の「さようなら原発 宮城県民集会」を突破口に、2024年の女川原発2号機の再稼働を止める闘いを進めていこう。

○原発を動かしても電気代の高騰を抑えることはできない

2023 STOP! 女川原発再稼働 さようなら原発宮城県民集会

日時：3月25日(土) 14時～集会 14時30分アピール行進

会場：仙台市勾当台公園市民広場 〈雨天決行〉

主催：さようなら原発みやぎ県民集会実行委員会

〈連絡先〉090-8819-9920 (館脇) E-mail: hag07314@nifty.ne.jp

「河北新報」の世論調査(2.12)で、女川原発2号機の再稼働に関し、賛成が53.2%と反対の46.7%を上回り、2017年以来初めて賛否が逆転したという報道があった。「原発再稼働で電気代を早く抑えてほしいという声が出ている」とかねてから発言していた村井知事は、我が意を得たりと「原発再稼働への県民の理解が深まっていることは望ましいことだ」と早速反応した。

しかし、冷静に見ると、この間の電気代の高騰と原発の稼働はほとんど関係がない。むしろ、実際には原発の方が高づくことになるのだ。

この間の電気代の高騰の原因は、石油価格と天然ガスの価格がどちらも高騰しているからといわれる(なぜ石油価格が関係あるかといえば、LNG(天然ガス)の長期契約は3か月分の原油価格をベースに変動する仕組みだからだ)。その高騰の最大の原因は、いわずと知れたウクライナ戦争だ。さらに日本の場合、急激な円安のため、さらに打撃が大きい。従って、電気代を抑えるために必要なことは、①戦争の終結、②円安の是正、③エネルギー原料を輸入依存から国産に変更、の3つである。

東北電力は、再稼働によって卸電力からの調達費を浮かせて値上げ幅を4.54%抑制したとしているが、申請した家庭向け規制料金の値上げ幅は33%であり、「焼け石に水」でしかない。何より原発の会計はブラックボックスであり、今も負担が続く福島原発事故の賠償や、核のごみの最終費用などが、会計に反映されていないのである。

国が2021年に公表した新設の発電施設のコスト試算でさえ、原発の発電コストは太陽光発電のコストを上回っている。既存原発の再稼働の場合は、このコストがさらに上昇する。女川原発2号機の場合も、安全対策工事費に5700億円、特重施設(テロ対策施設)に1400億円と巨額の予算が計上されている。さらに、震災以降1ワットも発電していないにもかかわらず、原子力発電費(2011~2021年度)の合計は1兆609億円にもものぼっているのだ。これが原発の原価に含まれているのか疑問だ。

さらに、電力会社ではなく国が負担する電源三法交付金など(今後はさらにGXの名の下に政府が巨額の支援をすることが予想される)を加味すれば、国民が電気代や税金で負担する実際の原発の電気代は、相当高いものになるのは必至だ。そのからくりを見破り、「電気代を抑えるために原発を」というフェイク広告を打ち破っていこう。

○福島原発事故は終わっていない

今でも福島県外に避難している人は3万人とも

いわれているが、問題はその数ばかりではない。最大の問題はコミュニティの喪失と、続く健康被害への不安だ。津波の被害を受けた他の地域でも過疎が進み、コミュニティの維持は困難に直面しているところは少なくない。しかし、帰還困難区域がひろがる双葉町・大熊町・浪江町などは、そもそもなりわいが成り立たない。政府や福島県などは懸命に「帰還政策」を進めるが、現実に「普通の町」に戻るのは困難だ。このことこそが「原発・放射能事故」が他の災害と大きく異なる点だ。

また、甲状腺ガンに罹患した福島の子どもたちは、分かっているだけで300人を超え、そのうち6人が東京電力に賠償を求めている裁判も22年5月から始まっている。ガンだけでなく、なんらかの健康被害があったとき、「放射能のせいでは？」とってしまうこともあるのではないかな。

こうしたコミュニティの喪失や健康被害への不安が、今でも福島の当事者を苦しめ続けており、それはいくら賠償金をもらったとしても、解決するものではない。少なくとも言えることは、その傷を癒やすためにも、事故の責任の所在を明らかにさせることが必須だということだ。

昨年の裁判では、東電幹部の責任を認める判決(株主代表訴訟)がでる一方、東電幹部の責任を認めない(東電刑事裁判控訴審)ものや、また国の責任を認めない(最高裁)判決も出されている。一体、12年前に叫ばれた「安全神話の崩壊」とは何だったのか? 「安全神話」は、国や電力会社が流布してきたものではなかったのか? 「津波の予見性」のあるなしに関わらず(もちろん予見はあったのだが)、「日本ではチェルノブイリ原発事故のような過酷事故は起こらない」としてきた国や電力会社が行うべきは、その責任をとって脱原発に舵を切ることであり、実際この間は少なくとも表面向きは「原発依存の低減」と政府自身も言ってきたのである。

コミュニティを失い、それまでの暮らしを一変させざるを得ない人々に寄り添う方法は、単にお金ではない。そうではなく、事故を生み出してしまった国の政策を真に反省して改めること、そして避難せざるを得なかった人々の声を聞き続けることだ。現在これだけ多くの裁判が起こされているということは、それが全く不十分であることを如実に示している。

そして私たち東北の民も、12年前の悔しさ・怒りを忘れることなく、政府・電力会社にその姿勢を正すように突きつけ続けなければならない。いまこそ、中央権力から白河以北一山百文とさげすまれてきた東北の、奥底に秘められたプライドを見せようではないか。

○2024年2月再稼働を止める闘いを

2月の宮城県議会では、何人もの「脱原発をめざす宮城県議の会」の議員が、再稼働に反対する立場から、県の姿勢を問いただす質問を相次いで行なった。また、3月25日の県民集会では、福島原発の廃炉の過程で生み出された汚染水を海に流すという政府方針に断固反対する福島現地の方や、女川原発再稼働差し止め裁判の原告などが発言される予定だ。こうした議会の内外を貫く再稼働反対の巨大なうねりを、今年1年かけて作り出していかなければならない。

現在、女川原発について大きな問題になっているのは、①昨年発覚した1号機の天井クレーン台座のひび割れ問題、②2号機の安全対策工事の実情、とりわけサプレッションチェンバの耐震補強工事の行方、③裁判の争点ともなっている避難計画の実効性のなさ、④そもそも同じマークIである福島原発事故の様々な原因、とりわけ水素爆発がどこで起こったのかなどが未だ不明であること、⑤女川原発の工事で多発する事故・トラブル（死亡事故含む）、⑥有毒ガス防護問題などであり、それらを検討するための専門家による恒常的な安

全性検討会がどうしても必要である。

何度も基準地震動を超える地震で被災した原発を動かしていいのか、それを60年も、あるいはそれ以上も酷使するのか？ 私たちは改めて聞きたい。12年前、原発はもうこりこりだと思った日々を思い返そう。放射能の不安のない、自然とともに暮らせる社会をみんなの手で作り出していこう。

（事務局 舘脇）



2.6 「GX 実行会議基本方針の説明・意見交換会」報告

福島の実実を知れば…

2月6日の「GX 実行会議基本方針の説明・意見交換会」にリアル参加してきました。第一合同庁舎5階（東北経済産業局）の会場には、武藤類子さんから福島の方々5～6人、宮城からは明日香壽川先生、あいコープの高橋千佳理事長、ほか見知った顔数名含めて、全体で20数名の参加でした。オンライン参加は80名位と言っていました。

募集時の案内では「14:00～15:30」となっていたのですが、会場へ入ると「14:00～18:00」と掲示されていて、笑ってしまいました。さすがのエネルギーも大阪会場で学習したようで、最初から4時間は取っていますので6時間半は勘弁してください、という意味ですね（笑）。司会者も、合同庁舎の閉館時刻が6時半なので厳守でお願いします云々と言っていました。

ところが冒頭、この会議の目的・位置づけは何だ？ ちゃんと議事録を取って公開するべきだという意見が出され、エネルギーがプレゼンを始める前

に、30分位紛糾するという波乱の幕開け。30分押ししたエネルギーのプレゼン後は、まず武藤さんが福島の実実を知ればGXの名を借りた原発推進はあり得ないと熱烈に発言し、その後も福島の方々から原発事故後の苦しみを切々と訴える発言がありました。それ以外にも次々と手が上がり、明日香さんは原発コスト問題で厳しく追及し、私も規制庁とエネルギーが談合した運転期間延長はあり得ないとか、GX基本方針の時間軸があっぺとっぺだとか、いろいろ発言しました。エネルギーはその都度回答？するのですが、すべて紋切型の答えで、終始話は噛み合いませんでした。

で、そんなこんなでようやく一応ひと区切りついて終了したのは、19時過ぎでした。（大阪の6時間半には及びませんが）約5時間の応酬で、ちょっと疲れしました。合庁の玄関はすでに閉まっていて、脇の通用口から出され、門限6時半というのは本当だったんだ、と思いました（笑）。

（多々良）

近藤恵氏仙台講演会レポート～未来は私たちの手で変えられる

2月18日(土)、ソーラーシェアリングと社会的受容～食料とエネルギーというインフラを農家が支える～という講演会を開催しました。長ったらしくて、パッと見、何っしょ?!という会に、実に81名もの参加者が訪れてくださり、野外学習でキラキラ目を輝かせる子どもたちのように、「ふ～ん」とか、笑い声で沸く、とても楽しい有意義な時間となりました。

なんといっても、日本国内の0.02%の農地面積で行われているソーラーシェアリング(以下、ソーラーシェアと略)を、将来的に5%まで引き上げることができれば、電力需要の5分の1をまかなえる、というスケールの大きなお話を、まるで旅先のガイドさんのように、講師の近藤恵(こんどうけい)さんからお聞きできました。氏は福島県二本松市内において、東京ドーム1.2個分の広さの農地で、シャインマスカット(ぶどう)やエゴマなどの生産と同時に、同じ敷地内に9500枚の太陽光パネルを設置し、二本松市内の約3%に相当する600世帯強が年間に使用する電気量を発電・供給し、生業(※)としています。

最初、フィンランド人の夫に日本人の妻が作ったお弁当の画像を紹介され、海外の方からすれば、色鮮やかなお弁当を毎日オフィスで食べる日本文化はクレイジーだとか…。太陽光発電のお話を聞きにきたのに、いきなり笑いを誘われ、みんな肩ひじの力が抜けたよう。そこですばやく、空間を有効利用するという概念を具現化したソーラーシェアのこと。狭義では、農地における農業生産と太陽光発電の両立。あるいは、カーポートにパネルを設置する等のこと。

なんか、使えない土地にパネルを設置して太陽光発電だけとか、家の屋根にパネルを載せてささやかな発電をする、という古いイメージだったけど、今はそうじゃない!農地として使っている土地に太陽光パネルも設置しちゃう。パネルの下でトラクターを走らせたり、放牧牛がのんびり草を食べていたり。しかも、パネルの向きは縦だったり、野球ドームの屋根みたいに動いたりetc。

海外では、研究や実践が進んでいて、水上やた

め池(=フローティング)ソーラーと呼称されるなど、養殖ソーラー(パネル下での魚養殖)も既に実例があり、日本はどんどん周回遅れになるばかりとか。他にも高速道路の路側帯壁面にパネルが設置されている事例など、はじめて知るばかりでした。

欧州より日本は国内での平地の割合がぐっと少なく、土地有効利用のために、営農と太陽光発電の両立が現実的な選択肢としてあって、実際、冒頭で触れたように、現在の日本では営農型の発電用地を5%に引き上げるだけでも大きな電力供給源となり、それは、ファンタジーではなく、実現可能性があるビジョンとして示されました。日本では、山間地における営農も多く、大規模・急速に展開という訳にはいかないでしょうが、急がばまわれ、という格言もあるように、後述のように、たとえ規模が小さくても社会的コンセンサスを形成していくことの意義ははかりしれないほど大きい。



■地域社会(住民)主体のエネルギーシフトの仕組み、環境づくりの必要性

太陽光発電と聞くと、山林などを削ったりする「悪者」の印象を持つ方が一定数おられるでしょう。でも、ここでいうソーラーシェアの場合、農地、つまり、既存の農地にパネルを設置することから、農業者=地域住民とコンセンサスをつくります。むしろ、農業者による主体的な意思決定のもとに事業を進めることが、これまでの太陽光発電事業と最も異なる点でしょう。それも、新たな大規模開発をする訳ではなく、基本、既存農地や

必要とされる街地にパネルを設置します。よくあるような、ハイエナ資本やファンドが、山をまるごと崩して、地域にお金が還流せず、利益をまるごと外部にかっさらっていく、という自由主義的資本投入による乱開発や発電事業ではないのです。（字数の関係上ここでは省きますが、パネル廃棄に関する環境負荷についても、時間とともに解消されつつあることもご説明くださいました。）

むしろ、技術革新が進み、ソーラーシェアにより発電した電気を自家・近隣施設などで利用できたり、そのことによる副収入から農家経営への安定に寄与したり、過疎化が進む地域衰退を変えうる可能性すら孕むものです。

■小さくても私たち自身にできること

『いずみ』としては、エネルギー地産地消・地域分散型社会への理解醸成につながることを期待し、小さな一歩ではありましたが、大きな成果があったことを感じています。昨夏、宮城県内でも関西電力が撤回した大規模風力発電事業（蔵王）をはじめ、この数年、再生可能エネルギー事業への外資参入が連続し、地域住民との軋轢、衝突が

続いています。「原発は嫌だけど、じゃあ、再生可能エネルギーは？」というような拒否反応が拡がっていました。結局のところ、原発再稼働に前のめりの国が再生可能エネルギー導入についてペンディング（保留）していることが最大の阻害要因ですが、とはいえ、過渡期における混乱のためエネルギーシフトへの大きなブレーキになりかねません。

専門的で難しいことを含め、誰にでもわかりやすくお話しして下さったために、新しいビジネスモデルのひとつとして、もっと私たちに身近な、しかも、これなら自分たちでもできそう、っていうヒントを近藤さんはたくさん提供してくださいました。活発な質疑応答もなされ、参加者にも大好評でした。表面的なメディア報道にも大きな課題があるものの、それ以上に、福島原発事故を体験した私たち自身が後退せず、常に学び直していくことで、原発（核）に頼らない平和な社会に近づく歩みを止めないことができたらと願っています。“平和”は自分たちの手で作るものだから。

※二本松営農ソーラー
/Sunshine <https://re100sunshine.jp/>
（放射能問題支援対策室いずみ 服部 賢治）

「子ども脱被ばく裁判」控訴審・行政訴訟判決傍聴記

■教育行政を実施した側にこそ「安全である事の立証責任」がある

2月1日、仙台高裁の「子ども脱被ばく裁判」（＝安全な場所で教育を受ける権利の確認と請求）の控訴審は、原告側全面敗訴の判決が下されました。



全くもって非道い判決ですが、判決文を精読すると、様々な理屈を捏ねて裁判官が自らの《自由意思》に基づいて判断したかの様に装ってはいますが、この裁判官達がした事は、単に《行政の追認》でしかありません。要するに「初めから結論ありき」の判決を、正当な理由があるかのように書いた、本当にどうしようもない人達です。で、同じ裁判官（＝裁判長の石栗さん）は、旧優生保護法の控訴審判決も6月に書きませぬ。注目しましょう！（＝もしかしたら、良心的な裁判官かもしれません）

そういった意味では、《行政の裁量権》を大幅に認めて司法判断を回避した一審の方が、「マシな不当判決」と言えるかもしれません。何故かといえは、わざわざ一審判決を取り消して、個別に精査した形を取りながら、結局のところ何一つ原告の

訴えを認めない判決を出したからです。要するに「そんなに危険だと言うならば、キチンと証明しなさい！」と立証責任をこちら側に丸投げしていて、これについては弁護士を中心に相当頑張ったと思いますが、色々と難癖をつけられて、「立証していない」とされてしまいました。

普通に考えれば、原発が3つも爆発する過酷事故が起こり、放射線量が高いだけでなく内部被ばくのリスクも高い、そんな危険な状況下でありながら、30キロ圏外（概ね50～60キロ）に位置する福島県の三大都市である福島市、郡山市、いわき市では、「避難させるには人口が多過ぎる」という理由（＝公式には認めてませんが…）で新学期を始めてしまったのです。この各自治体の判断は、国の指示に基づくものですが、本来は教育行政を実施した側にこそ「安全である事の立証責任」があることは言うまでもありません。

要するに、この裁判は根本的に《本末転倒》で、原発事故により福島県のみならず関東地方や東北地方には大量の放射能がまき散らされ、その健康被害は当然ながら《子どもの甲状腺がん》だけにとどまらず、その被害の大きさは、普通に考えれば《チェルノブイリ級》であろうことが懸念されるのです。この事実を覆すのは、加害者の側である事は言うまでもありません。前提が間違っている裁判に勝つ事は、想像以上に難しいものだったのです。

■被ばくによる健康被害を埋もれさせず、来るべき平和な時代をつくるのは、私たち自身

本当に、この裁判も含めて国家ぐるみで隠蔽しようとしている原発事故による健康被害は、裁判所（司法）で裁けるのでしょうか？

裁判所は本当に人権及び人の生命を守るのか？

自分にはこの点に於いて根本的な疑問があります。国が設置しているに過ぎない裁判所は、「人権を守る」以上に「国家の安定」と「社会秩序の維持」にその本質があり、《三権分立》や《裁判官の良心》に基づいて判断するという事に相応の価値があるとしても、原発事故から12年経って「司法は死んでいる」状態に戻ってしまったのですか

ら、今まで以上に裁判に過度な期待をする事なく闘って行きたいと思います。

そういった意味において、この裁判は、葛藤や困難を乗り越えて被ばくの危険性を真正面から訴えた事にこそ最大の意義があり、《自己の存在》を賭けて闘い続けている原告の皆さんは、大変に立派だと思えます。この場をかりて感謝の気持ちを表明します。本当にありがとうございます。

自分の考えでは、諸個人の自由意志に基づく自治的な社会の実現こそが、根本的な解決には不可欠だと思っています。こうした本質的には裁判に馴染まない問題にも取り組みながら、一步一步地道にやって行きましょう！

そして、原発事故による健康被害は、隠蔽する事は出来ても、事故が起きてしまった以上決して無くなる事はないので、原発を無くす為に健康被害と向き合う事が最重要課題だと思います。共に頑張ってください！

最後に私事ですが、「だめ連」という反労働や反資本主義など様々な社会問題を、「だめ」という個人視点で考えて、交流を中心とする活動を行う団体を結成し、約30年に及ぶ活動を続けた東京在住の私の友人でもある《ペペ長谷川》こと塚原活（つかはら かつ）さんが、2月に胆管がんで亡くなりました（享年56才＝2月17日付朝日新聞掲載）。彼はここ数年、関東在住の友人・知人が病死する度に、原発事故による放射能との因果関係を疑っていましたが、自らも病死してしまいました。

生前、彼は、社会運動に於ける《諸個人の自由な交流》の重要性を訴えており、自ら《交流家》を名乗り、社会運動の健全化をラディカルに追求・実践していて、新しい社会運動の可能性を模索し実践していました。親友の早い死は残念でありませんが、彼の遺志を引き継ぎ、原発事故による健康被害の問題を追及して**生**きます。

（いわき金曜行動 熊谷 恵一）

■「子ども脱被ばく裁判」国賠訴訟・控訴審
第6回期日 3月27日（月）15時～仙台高裁
詳細は同会サイトにて

<https://kodomodatsuhibaku.blogspot.com/>

裁判に勝っても負けても避難生活は続く

3月10日のいわき市民訴訟の判決は、まったくわけのわからない判決、というのが、みなさん共通の感想です。肩すかしというか、腰砕けというか。判決は、東電の責任は一审同様認め、追加の賠償金を東電に求めています。それはいいとして、国の責任は認めず、原告の請求は棄却。

判決理由を聞くと、スッキリと国の責任を認めているようなのです。平成14年の(平成とか、私は使いたくないのですが、判決に合わせます)地震調査委員会の長期評価について書き、マグニチュード8クラスの地震が起こる可能性や津波の可能性を述べ、そのままでは福島第一原発は非常に危険である、だから東電に対して防護措置をするように求めていたが、東電はまるで対策をしなかった。それに対して経済産業大臣は東電の義務を確実に履行させるための技術基準適合命令を発令する規制権限を有していたのに、行使しなかった。これは経済産業大臣の責任を認める内容です。そのことをけっこう繰り返し述べています。しかし、最終的には、国の責任はそこまでじゃない、みたいに、認めていません。矛盾していま

す。「しかし、国家賠償法1条1項の適用にあたり、経済産業大臣が、電気事業法に基づく規制権限の行使を怠った義務違反の不作为によって、違法に損害を加えたと評価することまではできないと考える。」…どうでしょうか。納得できますか？

あまりにもがっかりな内容に、忬度じゃないのか？とも考えられます。もちろん上告すると、原告も弁護士も言っていました。

しかし、集会で他の裁判の原告の方から、「裁判に勝っても負けても避難生活は続くのだ。とにかく、みんなが原発はいらない、と考えることが大事だ」、と話すのを聞いて、しみじみそうだなあ、と思いました。3月11日に、私は郡山の原発反対・汚染水海洋放出反対の集会に出ましたが、避難者にとっては、その日だけの闘いではありません。私も日々、原発反対の行動をしながら暮らしていく、という気持ちを新たにしました。

最高裁も応援していこうと思います。

(立石)

「第163回女川原子力発電所環境調査測定技術会」傍聴記

――敷地内トラブル頻発。交通事故死も、急ぎすぎか？――

2023年2月3日に「第163回女川原子力発電所環境調査測定技術会」を傍聴してきました。簡単に気になった所だけを報告します。

傍聴は、私含め3名+電力関係1名で、マスクは1名、資料を取って帰ったようでした。

委員は24名中20名の出席でした。学識経験者は、藤井豊展さん(新任)が欠席でした。

○新しく、佐藤達哉会長(宮城県復興・危機管理部長)、千葉伸副会長(宮城県復興・危機管理部長兼危機管理監兼県副部長)、佐藤崇副会長(宮城県水産林政部水産業基盤整備課長)が選出された。

○佐藤達哉会長が議長で、いつもの通り「放射能測定結果」と「温排水調査結果」が報告され、評価し了承された。

・当日の資料は、後日宮城県のHPへ掲載されるはず。(但し遅いです。)

[協議会・技術会・監視検討会 会議資料・議事録 - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](#)

●資料-1-1 (P10) について

前網局で、2022.10/1~10/25で空間ガンマ線量率が減少。関根委員がその理由を質問。それは、作業員が機器の操作を元に戻すことを忘れた、初歩的な人為ミスでした。(前回の会議でも議論したことですが、関根委員は欠席でした。)

●参考資料-2 「1号機仮設放水口モニターの係数率変動及びその要因について」

これは、津波対策として取放水路の流路縮小工事をしている為、放水口モニターの係数率が複雑に変動する現象についての説明です。これに対して、委員からは、「地下水が原子炉由来の放射能で汚染されていないと判断する理由」、「係数率の上昇、下降の詳しい理由」、「時系列で変化の説明が欲しい。」など、さまざまな意見質問が出され、今後再度分かりやすく説明することになった。しかしながら、「技術会」としては了承され、2/17の「監視協議会」へ提案されることになった。

●資料-3 「女川原子力発電所の状況について」
P4～6 「コンクリート壁の削孔中に誤って動力
ケーブルを損傷させた件」・・・岩崎委員から、
探り削孔で埋設物に接触したのに、強引に作業を
したのは問題、と指摘された。

P1 「1号機原子炉建屋天井クレーン支持台座
にき裂」・・・岩崎委員からの2023年11月ま
で直らないのは遅いのではないかと質問に、電
力は部材の手配に時間がかかるとのこと。

P7～10 「女川原発核物質防護事案（出入管
理）」《重要度（緑）、深刻度「SLIV」》・・・
白崎委員から、「車両許可証・臨時車両許可証」
なしで入域したことの問題点が指摘された。

P2、P11～15 女川原発における交通死亡事
故・・・2023.1.10.工事用のダンプ車両に、歩行
中の従業員が巻きこまれ、死亡した。

●阿部豊（女川町企画課長）から、2023.1.14 に
女川原発敷地内で、クレーン車が転倒した件の説
明を求めると、電力は、クレーン車の転回中に隣
のクレーン車に倒れかかり、運転者が顔にケガを
したとのこと。クレーン車の設置が不十分だった
ようである。阿部企画課長は、しっかり対応し、
情報公開も求めている。

●次回「技術会」は、5/11（木）午後 仙台市に
て。

女川原発敷地内では、トラブル頻発。交通事故
死も発生し、急ぎすぎのせいではないだろうか？
又、やはり常設の「女川原発安全性検討会」など
を設置して監視しないと、大きな事故が起こりそ
うな気がしました。

（2023.2.4.記 兵藤則雄）

「第163回女川原子力発電所環境保全監視協議会」傍聴記

・・・トラブル多い東北電力には、しっかりして欲しいが不安残る・・・

2023年2月17日に「第163回女川原子力
発電所環境保全監視協議会」を傍聴してきました。
簡単に気になった所だけを報告します。

傍聴は、私含め3名+電力関係1名で、マスコミ
は2名？

委員は35名中24名の出席でした。学識経験
者は、尾定委員が欠席でした。

○新しく県議会議員の佐々木賢司さん、伏谷修一
さんが参加された。

○宮城県副知事の池田孝之会長が議長で、いつもの
通り「放射能測定結果」と「温排水調査結果」
が報告され、確認された。

・当日の資料は、後日宮城県のHPへ掲載される
はず。（但し遅いです。）

[協議会・技術会・監視検討会 会議資料・議事録](#)
[- 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](#)

●参考資料-1 「1号機仮設放水口モニターの係
数率変動及びその要因について」

○P10-16 測定技術会でのコメントを踏まえ
た下記の補足参考資料が出された。

・係数率の時系列変動と排水作業時間との関係を
分かりやすく示すこと。（→P11-13）

・係数率上昇後の係数率低下と天然放射性核種の
減少との関係について整理すること。（P14-
15）

・地下水に人工放射性核種が含まれていないこと
をGeスペクトルでも示すこと。（P16）

●資料-3 女川原子力発電所の状況について

・（P2,P4-7） 不正な手続きでの「臨時車両許
可証」で入構し、「女川原発核物質防護事案（出
入管理）」《重要度（緑）、深刻度「SLIV」
となった。

・（P2,P8-12） 女川原発における交通死亡事
故・・・2023.1.10.工事用のダンプ車両に、
歩行中の従業員が巻きこまれ、死亡した。

・（P2, P13） 2023.1.14. 構内でクレーンが
転倒し、クレーンとの接触で作業員負傷・・・
転倒防止用のアウトリガーの引き出しが50%
と不十分だった。

・（P2） 女川2号機の「原子炉施設保安規定変
更認可申請」が2023.2.15に認可された。
（再稼働への準備進む。）

○委員からは、「『車両許可証』の申請があれば、
申請した相手を思いやるのが大事。東北電力は
しっかりして欲しい。」「浮足立っているの
ではないか。東北電力にはしっかりして欲しい。」

須田女川町長からは、「保安規定が通ったのは
良いが、いろいろ起こると大丈夫ですかとなる
ので、東北電力は、良い循環を作って欲しい。」（と
言ったように聞こえた。）

次回の協議会は、2023.5.25.（木）午前 女
川町で開催。

（2023.2.18.記 兵藤則雄）

大崎から～汚染廃棄物焼却を巡る最近の動き

大崎耕土を放射能汚染させない連絡会 芳川良一

大崎での出来事を3件、2月19日の今中哲二氏講演会、大崎市が未指定廃棄物を県外焼却、そして3月8日の大崎住民訴訟口頭弁論期日について報告します。

●今中哲二氏講演会を開催。初のZoom配信



京大「熊取六人組」のひとり今中哲二氏にわざわざ熊取（大阪）から来ていただき、講演をしていただきました。演題は「1 ミリシーベルト基準の由来と低線量被曝のリスク～放射線・放射能の発見から福島原発事故までを辿りながら～」です。大崎住民訴訟において、被告側は、モニタリング結果の全てが基準値以内なので問題ないとして、安全性の論証もしていません。そういう流れからいって、原告だけでなく多くの市民の関心を惹きつけたものと思います。狭い会場に76人も参集し、Zoomでも15人の参加がありました。

講演会の主催は大崎耕土を放射能汚染させない連絡会ですが、さよなら原発みやぎアクション、さらに汚染廃棄物焼却反対県民連絡会と大崎住民訴訟を支援する会の賛同も得られ、単独開催では実現できない多くの方々の参加が得られたものと思っています。

今中哲二氏の知名度、裁判における行政の態度に対する市民の不信感、関係団体の賛同が相まってこうした盛況が実現したものと思います。汚染させない連絡会としては初めての試みでしたが、みやぎアクションの協力でZoom同時配信の他に、YouTubeでの録画配信も可能となりました。ご関心のある方はどうぞ次のURLでご覧ください。

https://youtu.be/yJg_dQvMZ6I

講師の今中哲二氏は、長年（ご本人曰く50年）原子力に携わり、調査研究を続けてこられただけ

あって、コツコツ積み上げた豊富でよく整理された知見をお持ちになっていらっしゃいました。科学者としての自信と矜持のもと、やるべきこと、やらなければいけないこと、科学者としての Territories をしっかり見極めたうえで発せられる言葉のすべてが、非常に重いものであり、説得力がありました。「熊取六人組」と言われるだけあって、芯の強さや反骨精神も垣間見ることもできました。今中氏が講演のなかで何度か口にされた「ちょっとややくしい話をします。でも明日には忘れていいです」は、わたくしはとても気に入りました。聴講者へのやさしい配慮に満ちており、実際対面するととてもやさしい目をしていらっしゃる。みやぎアクションの篠原さんからそれなりに伺ってはいたのですが、お会いして、いっぺんに科学者としてのさらに人間としての魅力に惹きつけられました。

さて、その講演の内容ですが、三つのテーマに括ってお話しされました。①放射線と放射能の基礎知識：研究のはじまりから福島原発事故まで、②放射線被曝による健康被害の歴史と1ミリシーベルト（1mSv）基準の由来、③放射能汚染への向き合い方についての私見、です。ひとつひとつ解説することはしません。わたくしの印象に残った話を数点挙げて報告したいと思います。わたくしは大崎住民訴訟に原告として関わっています。当然今の汚染廃問題・訴訟からの関心になります。

ひとつは、年1mSvは決して安全ではない、ということです。1mSvには1mSvの、1 μ Sv（ $\frac{1}{1000}$ mSv）には1 μ Svのリスクがある！大崎住民訴訟で、被告側の云う、基準値以内だから安全だ、という理屈は通りません。

それから、行政が従うべき原則として、次の二つを主張されました。因果関係が不確かな場合の立証責任を被災者の側に求めてはならないということ、被害事実が不確かな場合の問題には被災者の側に立って行政は判断すべきである、と。まさに予防原則です。被告側は、国や県に追従するのみで、その視点を全く欠いているのが現状です。

そして三つ目ですが、環境基本法に基づき、放射性物質についても早く環境基準を設定すべきと主張されました。公害の教訓で得られた有害物質の環境基準は「 10^{-5} 」ですから「10万人に1人余計死ぬ」という基準です。放射性物質の1mSv

ではどうかというと、それが有害物質の環境基準の数百倍も緩いんです。そこで、講師は、土壌については年0.1mSv(年1mSvに比して1/10)、水と空気については年0.01mSv(1/100)を環境目標値として提案します。さらに、自治体はハザードマップを作成して住民に周知しろ、と。年1mSvがどんなものか、見事に暴いて見せてくれました。

今中講師は、原発の抱える「原発の危険性」と「放射性廃棄物の厄介さ」を考えると、私たち社会は、エネルギー源として原子力を利用すべきではない、と講演を締めくくりました。

拍手喝采です。

●大崎市 未指定廃棄物を県外処理（焼却）の方針

2月2日の『河北新報』の朝刊で「大崎の汚染廃 155 ト、県外焼却」の見出しの記事が載りました。あわててその日の午後に抗議文を持って市役所に駆け込み、市長に抗議文を手渡しました。翌2月3日には大崎市議員全員協議会を傍聴し、オフィシャルな場で確認もしてきました。

放射性汚染廃棄物は、8,000Bq/kg を基準に、それを超えるものを指定廃棄物といい、国の責任で（国が）処理をすることになっており、それ以下のものについては市町村が処理することになっています。いま大崎市が訴訟中にもかかわらず焼却を続けているものは、8,000Bq/kg 以下のものです。

ところで、8,000Bq/kg を超えるものでも、自治体が環境省に指定申請をしなかった場合は、未指定廃棄物となります。今回の対象になっているのは、この未指定廃棄物なのです。ちょっとややこしくなってきましたが、大崎市にはその未指定廃棄物が176 トあり、そのうち155 トは自然減衰で8,000Bq/kg を下回ると見積っています。その推量155 トを県外で処理するという話なのです。

8,000Bq/kg を超えたものについては、指定廃棄物であろうが未指定廃棄物であろうが、同様の扱いというのが今までの理解です。すなわち、国が責任をもって処理をするものなのです。指定廃棄物の場合、8,000Bq/kg を下回ったものを市町村が処理しようとしたら、指定解除という手続きが要ります。未指定廃棄物でもそれに準ずる手続きがなされないといけないのではなからうか、と疑問になります。野放図、国の方針を無視したが勝ち、ということになるのではないのでしょうか。これは抜け穴などではなく、杜撰な体系ということでしょう。

大崎市は、県外処分方針決定の理由を、国の処理が進まない、保管農家の負担が大きい、引き受けてくれる業者が現れた、当初2,900 トを7年間かけて燃やすと市民に約束してあるのでそれ以上は燃やせない、などと説明します。国の処理が進まないなら、小手先で解決しようとせず、正々堂々国に促進を働き掛けるのが筋ではないでしょうか。

市の挙げる理由についてはひとつひとつ論駁したくなりますが、ここでは基本的な考え方を疑問視したいと思います。それは大崎住民訴訟でも言えることなのです。

2月2日に市長に抗議したときに市長が口走った（本音?）言葉に、わたくしは非常にショックを受けました。「県内ではなく、県外で処理するんだよ」と。市外、県外だったらいいのでしょうか。この感覚は全く分かりません。大崎の住民は、廃棄物の焼却による内部被ばくに危機感を募らせています。危機感のゆえに、焼却を中止するよう訴訟まで起こしているのです。県外で処理をしたら、廃棄物と同時に健康被害をも他県の施設周辺住民に押し付けることになるのです。市長はそういうことは考えつかないのでしょうか。自分だけ、自分のところだけよければいい、ということです。そのような言葉が市長の口から出るとは、まったくがっかりしました。市長の方針を認めれば、放射能追加被ばくを大崎市民に押し付けるだけでなく、あろうことか放射能拡散に加担することになるのです。

さて、市は8,000Bq/kg を下回っているかどうかを再測定し、県外処理に廻すのだそうですが、そのときの測定方法は、「環境省のガイドラインによる（ロットから任意の10箇所の平均）測定」だそうです。あの策ともいえる測定方法です。大崎市などは、環境省のガイドラインの策（不備）を独自の方法でカバーし、混入している8,000Bq/kg 超えのものを選び分けて、焼却対象から外しているのです。他県に持ち出すものは8,000Bq/kg を超えているものが含まれていてもいいのでしょうか。まったく呆れてしまいます。大崎市民として情けなくさえなってきました。環境省のガイドラインは大いに問題にしているかといけません。廃炉の時代を迎えた今、基準の問題もありますが、測定方法をしっかりと確立しておかないといけません。そうしないと、日本が放射能汚染列島になってしまいます。

県外処理について引き受けてくれる事業者・地域が見つかったということも、方針決定の理由に挙げられています。2日の新聞報道では、委託業

者の確保にあたって県の仲介があった、と報じられています。この県外処理については、大崎市の独断ではなく、県が介在していること、さらに国も絡んでいるとみるのが妥当でしょう。折しも、GXで、廃炉ならびに次世代原子炉によるリプレイス方針が打ち上げられています。汚染廃棄物問題は、国のこうした流れのなかで捉えないといけないと思っています。

もうひとつ、委託事業者と引き受けたとされる地域が明らかにされてないということも問題です。秘密のペールに包んでいる理由を問い質すと、名前を明かさないと引き受けてもらう条件なので明かさずわけにいかない、と言うわけです。委託する側（市）もされる側（事業者）も、正しいと思ってやるなら何故名前を隠すのでしょうか。正々堂々、開けっぴろげにやればいいんですよ。やましい気持ちがあるから隠すんでしょ。胡散臭くありませんか。業務委託料事業費2億1450万円を予算計上したと報じられています。この費用の妥当性は、匿名業者相手にどう説明できるのでしょうか。

県外焼却方針には断固反対していくつもりです。（以上 2023.2.28 記）

●第19回口頭弁論期日 またしても証人尋問が却下される

仙台地裁 101 号大法廷。傍聴人 30 数名、原告側席 10 名、被告側 6 名、裁判所関係者 8 名ほどの総勢 60 人ほどで、定刻 11 時に開廷。

原告側が事前に提出した準備書面（24）に基づき弁論開始。準備書面では二つの主張がなされています。ひとつは、新たな証拠による「申し合わせ」は法的拘束力を持つものであるという立証で、そして二つ目は、内部被ばくリスクについて矢ヶ崎克馬教授の証人尋問の要請です。

さらに、今回、不溶性セシウムに関する証拠が新たに提出されました。

結論を先に述べると、矢ヶ崎教授証人尋問要請は裁判所により却下されました。前回の西尾正道医師に続き、またしてもの却下となりました。原告弁護団は、証人尋問却下は裁判所の裁量を逸脱する違法なもの、民事訴訟法の基本原則である直接主義や口頭弁論主義に反する等、異議を申立てしましたが、却下は覆ることはありませんでした。

次回口頭弁論期日は第 20 回を迎えますが、さらに弁護団によると「最終弁論」になるだろうとのことで、5月29日（月）13時30分の開廷になります。次回において、原告側弁護団がこれまでの主張をまとめた準備書面を提出し、さらに

証人尋問に代わるものとして西尾医師の動画（プレゼンテーション形式）を証拠提出し、且つ法廷で上映することを裁判所に申入れ、裁判所の承諾を取り付けました。証人尋問が却下されたなか、次善の策とは言え、裁判官に専門家証人による内部被ばくの健康被害についての意見を聞いてもらえる機会ができたことは、弁護団の執拗な食い下がりのおかげの大きな成果だったと思います。

矢ヶ崎証人尋問には、わたくしは少なからず期待するところがありました。矢ヶ崎教授は黒い雨裁判に意見書を提出し、証言もしています。大崎住民訴訟と黒い雨裁判を関連付けることにより、廃棄物焼却問題を、ローカルなものとして止めることなく、全国的な広がりをもたせる格好の機会としたかったのです。

5月29日は、女川原発再稼働差止め訴訟判決が5月24日ですから、そのたった5日後です。どういう判決かはともかくとして、判決の余韻が法廷に充満していることでしょうか。或いは、裁判長は、24日の勢いをもって29日を押し切ろうという魂胆なのかもしれません。裁判官の考えが測りきれません。何故大事な証人尋問を避けて、必要とされる科学論争を避けてまで、訴訟を早く終結させねばならないのか。そう考えるといろいろな疑念も湧いてきます。

被告側の上申書なるものには呆れてしまいました。申し合わせ違反の違法性についても、内部被ばくのリスクについても、反論はしない、裁判所の判断に委ねる、というものです。終始一貫、国や県がバックにいる、国や県に追従あるのみ、なのです。今回の訴訟では、その姿勢、即ち自治体としての権利・義務の放棄、主体性喪失（怠慢）が問われているにもかかわらず、その認識さえないのです。何かどこかから圧力があるのか、忖度があるのか、これまた測りかねるところです。

ともあれ、引き続き次回口頭弁論への支援（傍聴）を宜しくお願いいたします。

（追記 2023.3.8 記）



【インフォメーション】

[詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい]

第473回女川原発の再稼働を止める！ 福島原発事故を忘れない！ 子供を守れ！ 汚染はいらない！ みやぎ金曜デモ In 仙台 (略称:脱原発みやぎ金曜デモ)

日時：3月25日(土) 勾当台公園市民広場
(14時集会、14時30分デモ出発)

主催：みやぎ金曜デモの会(代表 西)
(連絡先)090-8819-9920(館脇)

e-mail:miyagi.no.nuke@gmail.com

ブログ: <http://miyaginonuke.blog.fc2.com/>

twitter:@miyagi_no_nuke

「子ども脱被ばく裁判」控訴審

『親子裁判(国賠訴訟)』第6回口頭弁論

3月27日(月)15時~仙台高裁101号法廷
13時~学習会「子ども人権裁判判決の読み解き」
&第6回控訴審の争点について

16時~記者会見と報告集会

会場：仙台弁護士会館4階

(ZOOM配信あり)

子ども脱被ばく裁判の会

(事務局)080-5220-4979(今野)

ふるさとを返せ！津島原発訴訟控訴審

第4回口頭弁論 仙台高裁101号法廷

4月26日(水)14時30分~

女川原発再稼働差止訴訟 判決

5月24日(水)11時~ 仙台地裁101号法廷

【裁判支援カンパ】

郵便振替口座 02250-6-118564

口座名義 門間 弘(原告団会計)

※通信欄へ「再稼働差止訴訟カンパ」と記入を

放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟

第20回口頭弁論 仙台地裁101号法廷

5月29日(月)13時30分~

【報告集会】仙台弁護士会館4階

「ふるさと喪失・宮城」訴訟控訴審

第6回口頭弁論 仙台高裁

6月7日(水) <結審 9月11日(月)>

「ふるさとを返せ」福島原発避難者山木屋訴訟

控訴審 結審 仙台高裁101号法廷

6月26日(月)14時~

【編集雑記】

●風力や太陽光、水力などの自然エネルギー発電は、“燃料費ゼロ”で健気にもせよと日々電気をつくり出している。ところが、東北電力は、震災以降止まったままで電気を作らない、女川・東通原発に毎年1000億円を支出、また、電気を受電していないのに、他社購入電力料の名目で日本原電東海原発へ毎年およそ100億円も支出する等の放漫経営を行っている。危険で、コストも高く、再稼働すれば後始末のできない核のゴミを生み出す原発に、安全対策工事や特重施設(テロ対策施設)に支出する7100億円の借金(社債など)の返済のため、さらには女川原発3号機、東通原発1号機にかかる膨大な安全対策工事費を捻出すため、庶民の苦しみを顧みず、東北電力は、天然ガスなどの燃料費高騰を建前に30%超の電気料金値上げを目論んでいる。原発はやめるべき！！

●12年経った現在も、2011年3月11日19時3分から「原子力緊急事態宣言」が発令中！！
(空)

【もくじ】

- 震災から12年—私たちは福島原発事故を忘れていない ……1
- 福島の現実を知れば ……3
- 未来は私たちの手で変えられる ……4
- 教育行政を実施した側にこそ「安全である事の立証責任」がある ……5
- 裁判に勝っても負けても避難生活は続く…7
- 敷地内トラブル頻発。交通事故死も、急ぎすぎか？ ……7
- トラブル多い東北電力には、しっかりして欲しいが不安残る ……8
- 汚染廃棄物焼却を巡る最近の動き ……9
- インフォメーション ……12

【別冊もくじ】

- 女川2硫化水素防護不備の指摘は有害情報？ ……1
- 運転期間延長と“コピペ・誤記載”+福島原発事故 ……1
- 女川原発アラカルト ……4
- 脱原発みやぎ金曜デモ ……8
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き ……8